

原典資料紹介

王立絵画彫刻アカデミーの一六四八年の会規集

栗田 秀法

王立絵画彫刻アカデミーの会規集（一六四八年二月）〔試訳〕

I. 美德に捧げられた集會が行われる場では、集會の構成員ならびに、彼らに出入りを許された愛好家、さらにはアカデミーの団体に所属しないが素描や研究のために入場を許された若者たちに対して、非常な敬意を払わなければならぬ。故に、神の聖なる御名を冒瀆したり、宗教や聖なる事柄について愚弄、罵倒の言葉を発したり、不敬な言葉を好む者は、前述のアカデミーから追放され、国王陛下が喜んでアカデミーにお授けになった恩恵を失う。

II. 前述のアカデミーにおいては、絵画と彫刻の技芸およびそれらに付随する事柄だけを話題とし、他のいかなる話題についても論じてはならない。

III. ここでは、アカデミーの団体に所属するに値すると判断された者の入会のためであれ、他のどんな口実であれ、いかなる祝宴も目論んではならない。逆に、酒色、賭け事は厳しく一掃され、当会規に違反するものに科される懲罰過料から入ってくる金銭は、月番の古参 (ancien) から月末に町人や銀行家の手に委ねられ、アカデミーの用件やアカデミーが集う場を裝飾するためだけに用いられる。

IV. アカデミーは、日曜と祭日を除き、冬は午後三時から五時まで、夏もやはり午後の六時から八時まで毎日開かれる。そこにおいて若者と生徒は素描をしたり授業を受けるために入場を許され、モデルを雇うための経費を週ごとに支払う。月当番の古参はそのポーズを取らせる。フィレンツェの大公に倣い、陛下がお氣に召すままその費用を賄って下さる場合には、皆無料でそこで素描を行うことができる。

V. 定数一二名の古参は、毎月第一土曜日にアカデミーの定める時刻に参集し、議長となつて賛否同数の場合に判決を下す院長 (chef) とともに、定例日ならびに、当会規に対する違反の審議及び志願者の入会あるいは他の事由のために開かれる臨時会において、団体の諸事案について合議を行う。それらの討議には、有益と思われる場合には、アカデミーの他の画家や彫刻家が同席する。一二名の古参の誰かが不在の場合には、他の同席者のう

ちの最年長者が古参の末席に連なる。多数が欠ける場合にも、同様のことが遵守される。前述の会においては、月当番の代表世話人 (Synth) が、院長と月当番の古参の許可のうえで提案を行う。死去もしくは長期の不在によつて件の古参たちの一人を欠いた場合、残りの古参が他のアカデミー会員一人をその地位に任命し、誠実かつ誰かの気分を害するような懸念を与えることなしに振る舞うため、それぞれが自分の信書 (billet) を交わす。この会議ならびに何らかの決定を下す必要のある他の会議において、良心的に、陰謀策略を弄せず、感情的にならず物事を運ぶこと。

VI. アカデミーの新規会員は、序列が末席となる。

VII. 代表世話人は、年初の割り振りに従い交代で会に任せ、必要な場合には信書によつて会員に通知し、業務に従事する。正当な障害事由で都合がつかない場合には、同僚の一人をその地位に就ける。さもなくば、古参の手に一回目は総額一〇リールを、二回目には倍額を支払い、三回目にはアカデミーの諸特権を奪われて、もはやこの団体に属しないとみなされる。

VIII. 月当番の古参が、アカデミーの開会時や、モデルにポーズを取らせる際、ならびに自分の担当の他の仕事をを行う際、あるいは古参の一人に交代を依頼する際に不在の場合には、同様の罰を受ける。このことは、当番時に不在の場合にその都度翌月にその不在の埋め合わせをすることを禁じるものではない。

IX. アカデミー会員の間では、一致団結し互いに連絡をよく取り合うこと。妬みや中傷、不和ほど美德に反するものはないのであり、もし誰かがそうした悪徳に耽り、それを正そうと望まないのなら、叱責がなされた後、アカデミーへの加入は禁じられる。反対に、会員は自分が啓発された知識を伝え合うこと。一個人でそれらすべてを保持したり、助力なしにかくも深遠でほとんど解明されざる諸技芸の困難に分け入ることは不可能であるからである。このようにして、諸技芸は活気づき、増長する。より好ましい時期が来て、王侯が諸技芸の高貴さを追い求め、彼らの余暇の幾ばくかをそれに割くならば、アカデミーに満ち溢れる卓越した人間が王侯に尊敬され、あるいは王侯から彼らの作品に褒賞が与えられることを通じて、「現代の」王侯が古代の王侯を上回ることを期待するのは当然である。故に、前述のアカデミー会員 (academiste) は、問題を解決するために芸術の諸々の困難さを提起する者に対して、あるいは意見を聴取するために、他人から素描や絵、浮き彫り作品を見せられた際には自由に自分の所見を述べること。

X. 集会は、王が喜んで決まった場所を授けて下さるのを待つて、アカデミーを営むために選ばれた場所を変更できる。アカデミーが自己資金でそれを建てさせることを定めた際は、理由が何であれ、売却したり譲渡してはならない。

XI. あらゆる議決は、当番の古参によつてアカデミーの登録簿に記載されること。登録簿は、その後任に引き渡

される。

XII. 総会で採択されて特別規則としてアカデミーの登録簿に記載され、現行の会規に背馳しない議決は、即座に効力を発し実行される。

XIII. 能力があると判断される者のアカデミーへの加入を認めるための叙任状 (provisions) は、アカデミーの紋章のある印章によつて封緘され、当番の古参により署名される。古参の手中で新会員は常に規約と会則を遵守する宣誓を行う。これは会員の面前で行われ、上記の事柄に気を配るため、国務評定官ド・シャルモワ氏がアカデミーの院長に選出される。

上記の規約は、ル・ブラン、ペリエ、ジャック・サラザン、ド・ラ・イール、シャルル・エラール、コルネイユ、ジュスト・デグモン、ジェラルド・ヴァノプタル、セバステイアン・ブルドン、ポブラン兄弟、ギラン、L・テストラン、H・テストランによつて署名される。

この横には、主席検事による登記と署名が記される。この日の裁定に記された義務の下で、形式内容ともに完全に遵守されるために。一六五二年七月七日、パリ、高等法院にて。署名：デュ・ティレ

Statuts et réglemens de l'Academie royale de peinture et de sculpture, février 1648 [原典]

I. - Le lieu, où l'Assemblée se fera estant dédié à la Vertu doit estre en singuliere veneration tant à ceux qui la composent, qu'àux personnes curieuses qui y seront par eux introduites, et à la Jeunesse qui n'estant point du Corps de l'Académie y sera reçue pour y venir designer et estudier, partant ceux qui blasphemeront le S.Nom de Dieu, ou qui parleront de la Religion et des choses saintes, par derision, par invectives, ou qui profereront des paroles impies, seront bannis de ladite Académie et déchus de la grace qu'il a plu à Sa Majesté luy accorder.

II. - L'on parlera dans ladite Académie des Arts de Peinture et Sculpture seulement, et de leurs dépendances, sans qu'on y puisse traiter d'aucune autre matière.

III. - Il ne s'y proposera de faire aucuns festins ny banquets, soit pour la réception de ceux qui seront jugez dignes d'estre du corps de l'Académie, ou pour quelque autre prétexte que ce puisse estre; au contraire l'ivrognerie, la débauche et le jeu en seront rigoureusement bannis, et l'argent qui se recevra des amandes pecuniaires, ausquelles seront condamnez ceux qui contreviendront aux présents Statuts et Reglemens, sera mis entre les mains d'un Bourgeois ou Banquier par l'Ancien qui

sera en charge à la fin de son mois, pour nestre employé quaux affaires de l'Académie et à la décoration du lieu où elle se tiendra.

IV. - L'Académie sera ouverte tous les jours de la semaine, excepté les Dimanches et les fêtes qui sont dédiées à la dévotion, en hyver depuis trois heures après midy jusqu'à cinq, et en été depuis six heures aussi après midy jusqu'à huit, dans laquelle jeunesse et les Etudiants seront receus pour dessigner et profiter des leçons qui se feront, en payant toutes les semaines ce qui se donne ordinairement pour entretenir le modelle qui sera mis en attitude par l'Ancien qui sera en mois, et lorsqu'il plaira à Sa Majesté en faire les frais à l'instar de celle du Grand Duc de Florence, chacun y pourra dessigner sans rien payer.

V. - Les anciens au nombre de douze s'assembleront tous les premiers Samedis du mois à l'heure de l'Académie pour délibérer avec le Chef, qui présidera et vuidera le partage des voix, des affaires de la Communauté, tant esdits jours qu'aux Assemblés es extraordinaires, soit par le jugemens des contraventions qui seront faites aux pré sentis Statuts, que pour la réception de ceux qui se présenteront ou pour autre occurrence, ausquelles délibérations les autres Peintres et Sculpteurs de l'Académie seront presents, si bon leur semble, et si quelqu'un des douze anciens était absent, le plus ancien des autres qui seront presents prendra la place après le dernier des Anciens; s'il en manque plus grand nombre, la mesme chose sera observée, et dans lesdites Assemblées les propositions seront faites par le Syndic qui sera en mois par la permission du Chef de l'Académie, et de l'Ancien qui sera en mois; lorsqu'un desdits Anciens viendra à manquer, soit par mort ou par une longue absence, les autres nommeront un des autres Académistes en sa place et feront chacun leur billet, afin d'y procéder sincèrement et sans crainte de désobliger personne, ce qui se fera de bonne foy sans brigue, caballe, ny passion particulière tant en cette rencontre qu'en toutes les autres où il faudra prendre quelque résolution.

VI. - Les nouveaux receus dans l'Académie suivront le dernier des autres.

VII. - Les Syndics serviront alternativement selon qu'ils seront départis au commencement de l'année, avertiront par billets ceux de l'Académie lorsqu'il sera nécessaire, vacqueront aux affaires, et lorsqu'ils auront un empeschement légitime, ils mettront un de leurs Confrères en leur place, autrement ils payeront la somme de dix livres entre les mains de l'Ancien pour la première fois, le double pour la seconde, et la troisième ils seront décheus des Privilèges de l'Académie, et ne seront plus censez du corps dicelle.

VIII. - L'Ancien qui sera en mois, sera puni de la mesme peine s'il manque à se trouver pour faire l'ouverture de l'Académie, poser le modelle et faire les autres fonctions de sa charge, ou prier un des autres Anciens de s'y trouver en sa place, ce qui n'empeschera pas qu'il ne repare son absence en s'y trouvant le mois suivant autant de fois qu'il aura manqué lorsqu'il aura esté en charge.

IX. - Il y aura une étroite union et bonne correspondance entre ceux de l'Académie, ny ayant rien de plus contraire à la vertu que l'envie, la médisance et la discorde, et si quelqu'un y estoit enclin, et qu'il ne s'en voulut corriger après la réprimande que l'ancien luy en fera, l'entrée de l'Académie luy sera défendue, au contraire ils se communiqueront les lumières dont ils sont éclairés, n'estant pas possible qu'un particulier les puisse toutes avoir, ny pénétrer sans assistance dans la difficulté des Arts si profonds et si peu connus, ainsi nous les verrons prendre une nouvelle vigueur et augmenter de jour en jour, et si une saison plus favorable permet aux Princes d'en rechercher la beauté et y donner quelque heure de leur loisir, il y a lieu d'espérer qu'ils voudront encherir par dessus ceux de l'ancien, soit par l'estime qu'ils feront des excellens hommes dont l'Académie est remplie, ou par les récompenses dont ils reconnoistront leurs ouvrages. Partant lesdits Académistes diront librement leur sentimens à ceux qui proposeront les difficultés de l'Art pour les résoudre, ou lors qu'ils leur feront voir leurs desseins, tableaux ou ouvrages de relief, pour en avoir leurs avis.

X. - L'assemblée pourra changer les lieux quelle choisira pour tenir l'Académie, en attendant qu'il plaise au Roy luy en donner un, et si elle se résout d'en faire bastir à ses frais et dépens, il ne pourra estre vendu ny aliéné pour quelque cause et occasion que ce soit.

XI. - Toute les délibérations seront écrites dans le Registre de l'Académie par l'ancien qui sera en mois, lequel le remettra à son successeur.

XII. - Toute celles qui seront prises dans les assemblées générales et couchées dans les Registres de l'Académie pour des Règlements particuliers, et qui ne seront point contraires aux présens, seront de mesme vertu et mises à execution sans aucun delay ny retardement.

XIII. - Les provisions pour admettre dans le corps de l'Académie ceux qui en seront jugez capables seront scellées du cachet de ses armes, et signées de l'ancien qui sera en mois, entre les mains duquel ils presteront le serment de garder et observer religieusement les Statuts et Règlements, et ce que dessus, Monsieur de Charmois, Conseiller d'Etat, a esté élu Chef de l'Académie.

Les dits Statuts signez Le Brun, Perrier, Jacques Sarazain, de la Hire, Charles Errard, Cornille, Juste d'Egmont, Girard Vanopstal, Sébastien Bourdon, les Beaubruns, Guillaïn, L. Testelin, H. Testelin.

A costé est écrit, enregistré, ouy le Procureur Général du Roy pour estre le tout gardé et observé selon la forme et teneur, aux charges portées par l'Arrest de ce jour. A Paris, en Parlement, le 7 juin 1652. Signé DU TILLET

〔注記〕

(1) 本翻訳で依拠したテクストは、ヴェイテの著作に収められているものである (Vielot 1861, pp.211-215)。また、オロックの著作 (Aucoc 1889, pp.CVIII-CXII) さらには、アカデミーの議事録 (Procès-Verbaux, t.1, pp.7-10) にも収録されているが、綴り字等に若干異同がある。なお、訳出に当たっては次の英訳も参考にした。"Statutes and Regulations of the Académie Royale de Peinture et de Sculpture", transl. By C.Miller, *Art in Theory 1648-1815: an anthology of changing ideas*/ ed. By Ch. Harrison, P.Wood and J.Gaiger, Oxford/Malden, 2000, pp.86-89.

(2) 一七世紀において「art」の語義には現在の「美術」の語義はなく、美学的な概念としての「美術」「芸術」の語がフランスで確立し始めたのは一八世紀半ばからである (cf. タタルキエヴィッチ)。ここでは「art」に原則的には「技芸」の訳語を当てたが、解説では文脈に応じて「技芸」と「芸術」を併用した。

〔解説〕

王立絵画彫刻アカデミー設立の事情については、一七世紀前半の画家の生活を多方面から資料的に跡付けたイザベル・リシュフオール (Isabelle Richetfort) の近著『一七世紀におけるパリの画家』にもっとも手際よくまとめられている。ここでは、同書第三章を要約して紹介することで会規集の解説に代えたい。*参考のため最小限のレフェランスを補った。

一、国王付きの画家と親方の対立

画家をめぐる状況は、一七世紀の初頭から大きな変化を被った。パリの芸術活動が華々しいものとなって注文が増大すると、外国からの画家が年々増大した。また、絵画芸術が学識ある人々の関心を集めるようになった。さらに、ニコラ・プッサンのように、世の権力者たちから称賛を受けるような画家が現れ、画家の地位が向上した。こうした新しい状況は、画家が置かれていた旧来の職業の枠組みに収まらなくなっていった。

1. 一七世紀初頭における画家の職業の枠組み

フランスの経済活動は、一七世紀になっても依然として職業の大部分を支配する同業者組合によって独占されていた。組合は厳格な統制下にある都市に広まり、管轄するそれぞれの区域においてその活動条件を厳しく定め、最小限の資金の活用、単純な生産手段、職人による製品の販売という三つの点に関しては、どの組合も共通していた。したがって、店舗は仕事場と同じように重要であり、親方は商人と称することを許されていた。

ア. 画家の団体

一七世紀の画家組合は、彫刻家、彩飾家、ガラス絵画家、画布や紙に描く画家を含むものだった。パリには二

つの大きな画家組合があった。一つは、後に聖ルカ・アカデミーと自称するパリの組合で (cf. Guiffrey 1915)、もう一つはサン＝ジェルマン＝デ＝プレの組合である (cf. Guiffrey 1876)。パリの組合が管轄したのは、セーヌ川右岸の旧市街、左岸のパリ大学周辺地区 (フィリップ二世建造の城壁で囲まれた地域で、一部はシャルル五世の新城壁で囲まれた地域) であった。南のサン＝ジェルマンやサン＝ジャック、サン＝マルセル、サン＝ヴィクトール、北のサン＝トノレとモンマルトルという市外区はパリの組合の管轄外で、それぞれに画家組合があったと考えられている。特に大きかったのはサン＝ジェルマンのもので、パリの組合に似た規約を持った独立した共同体を形成していた。

パリの画家組合は一三九一年に設立された。一三九一年八月二日付のパリ奉行ジャン・ド・フォルヴィルの書状によって、画家や彫刻家の活動が規定されている。そこでは、徒弟、夜警の免除、金箔の使用に関する以前からある規定やその他の指示が一九項目にわたって述べられている (cf. Lespinasse 1892, pp. 191-195)。その内容は、板絵で用いるべき木材、あるいはフレスコ画における壁面の下拵えの仕方などを含む仕事の質に関わる部分と、親方に昇格するためのマスターワーク (Chefoeuvre) 提出の義務、ドイツ他の外国から輸入した作品を、監視人の訪問を受ける以前にパリにおいて販売することの禁止、一定額以上の取り引きの登録などに関する画家の活動条件に関する部分からなっている。四人の監視人が昼夜を問わずこうした規則が守られているかを訪問してチェックし、違反したものに罰金を科した。罰金は聖ルカに捧げられた信心会に対しそこの祭式のために丸ごと払い込まれることになっていた。こうした決まりは一六世紀になると完全には遵守されていなかったようで、一五六五年にはパリの職人が親方に昇格するにはマスターワークを提出する義務を守るようにという開封勅書が発せられている。

一三九一年の規約は、一五四八年と一五八二年の開封勅書により追認され、後者 (cf. Lespinasse, pp. 195-196) では、「絵画、箔押し、聖画像の装飾及び加工、絵画彫刻に付随するその他の装飾に対して腕の劣った未熟な職人が犯している、神の名譽や栄光ある聖母、天国の聖人たち、教会の装飾、聖なる場所を汚すような悪習やごまかしを禁ずる」ことが改めて強調された。画家組合の規約は一七世紀初頭まで変更は加えられなかった。一六〇八年に彩飾画家によって画家組合からの分離独立が企てられたが、パリのシャトレ裁判所は認めなかった (cf. Lespinasse, pp. 197-198)。

イ・同業者組合の組織

同業者組合の活動には、三つの特徴があった。工房や親方間の仕事の分配、規約で定められた規則を遵守させる任を帯びた親方代表者会議 (Jurande) の運営、組合会員の信心会への所属である。

生産と販売の場所である工房は、設備と原材料の所有者である親方によって率いられ、この親方だけが組合に

所屬した。親方になるためには、マスターワークの完成、国庫への税の納入、組合での宴会の開催という三つの条件を満たす必要があった。工房の総数は定められ、増加することはなかったため、親方に空席がなければ親方にはなれなかった。親方が受け取る仕事の利益は、適正な価格と報酬の監視のため、ささやかなものであった。徒弟 (apprenti) は、その数が代表者会議において定められ、親方の指揮の下で仕事を学んだ。徒弟修業の期間が終わると、技能を磨くために他の工房での奉公修業の年季を終える必要があった。これを経た後に親方になる望みが生じるのであったが、親方の息子にはもともとマスターワークが免除されていたため、親方になるには大きな壁が存在していた。さらに、奉公修業は一つの都市で一〇年しか認められていなかった。

組合を取り仕切ったのは、代表者会議を形成した親方である。任期は一年で、親方代表 (Elders) の肩書きをもち、組合の規約を遵守するという宣誓を行った。代表は全会員に対し懲罰権を保持し、規約が守られるように努め、徒弟修業や所有権の取得、製品と値段を監視した。代表たちは当局や裁判所に対し組合を代表し、差し押さえを行ったり、突き止めた不正を判事に報告することができた。

組合は、概して信心会を兼ねるのものであった。会員は連帯として課された、祭式、ミサ、扶助のための醗金、老人や孤児への義援金、宴会への援助金などの宗教的な義務を果たした。パリの組合は聖ルカの庇護を受けていた。

ところで、パリではいずれの組合にも属すことなく画家の職業を営むことができた。そのためには、国王あるいは王室付きになるか、親方の管轄の及ばないランの寄宿学校 (college) などの場所で活動すればよかった。

フランソワ一世の治世以来、技量や位を異にする数多くの画家が王室のために仕事をした。国王首席画家あるいは国王付き常勤画家といった高い称号は外国出身の画家に与えられていた。一七世紀初頭では、フランドル出身のアンブローズ・デュボワがそれに当たる。彼らは親方の規制に従う必要がなく、徒弟を取り、職人 (compagnon) を使い、個人に作品を売った。彼らの下には装飾や修繕など、地味な仕事に携わる画家がおり、たいていは世襲された。高位の人物も画家を集めたようであるが、詳細はわかっていない。

こうした特権的な画家になれない者は、大修道院や寄宿学校のような、親方の管轄の及ばない宗教的な組織のある場所で活動した。サン・ジェルマン・デ・レ大修道院の管轄地域では、画家の組合が設立され、独自の規約を課した。それにも拘らず、サン・ジェルマンの市が立つ日には、絵の売買は自由であった。

王権が特に才能ある画家を仕えさせる手段には、イタリアでの修業を可能にする給費の授与があった。一六〇八年の開封勅書によって、王付きの画家をパリの組合代表による嫌がらせから守り、彼らが徒弟を取ったり作品を販売したりすることが許可された。さらには、ルーヴル宮殿に居住することを許可した。彼らは子供の洗礼式に王族に立ち会ってもらったり、王族から仕事場の訪問を受けるという尊敬を受けた。

こうした政策は大きな果実を生み、王室は絶えず有能な画家に取り囲まれることになった。彼らはパリの組合の親方に要求されるさまざまな手続きなしに、親方と同様の権利を得ることができたのである。フランスに居を定める前にフランドルとイタリアで活動したブルプスや、リヨンで修業を積み、フランス王に仕える前にイタリアに滞在していたジャック・ステラなど、多くの地方や外国出身者はそうした例に倣った。

そうした状況下で、完璧な技量に加え、オネットム(紳士)に比べられる教養を身につけ、野心的な装飾プログラムを構想することのできる画家と今日のペンキ絵画家との間に生じた大きな差異は、ル・ブランのような若い画家たちには、耐え難いものとなっていた。パリの組合には、ジョルジュ・ラルマンやクロード・ヴィニヨン、カンタン・ヴァランらの有力な画家がいたが、大部分は単なる職人で、教会や個人の邸宅の内壁を塗装することが主な仕事であった。

パリの画家組合の方としては、王付きの画家たちとの競合を憂慮し、彼らの特権を限定しようと試みた。組合の不満が明確となったのは、マスターワークの提出なしに親方の称号を得られる勅許状が王権によって販売されたことであつた。

2. パリの画家組合の反発

アンリ四世の没後、親方代表者たちは、勅許状を受けた画家たちに対していくつかの訴訟を起したが、十分な成功を収めることはできず、新たな開封勅書を要求した。王が組合の規約を追認するだけでなく、三つの新たな点を盛り込んだ三九項目の書状が王に提出された。

タブローの制作と販売に関する親方の独占のためには、フランドルからの絵画の移入がサン・ジェルマンの市や市外区を除き一切禁じられた。移入が許される場合でも、商人は親方代表者の臨検を受け、市が終わって売れ残った絵は箱に施錠して収められ、封印された。誰であれ、描かれたり彫刻された物体を販売することは親方の許可なしには禁じられた。

勅許状を受けた画家たちは直接標的とされた。勅許状が名譽的なものでないこと(実際に王室などから報酬を得ていること)が確認されない限り、室内であれ外であれ仕事は禁じられた。さらに、彼らは親方代表者の臨検を逃れることができなかつたし、店を開くことも、パリに居を定めることも禁じられた。

また徒弟修業、奉公修業の年限が新たに規定され、徒弟や従者に対する親方の権威が強められた。

王は親方の要求をシャトレ裁判所の長官と検事に諮り、二年後に親方の新規約は是とされた。一六二二年四月に王に署名された開封勅書は、パリ高等法院において一六三九年まで承認されなかつた。その間にイタリアへ赴いた画家たちは、同じ職業の異なった組織に通曉するようになっていた。

3. 絵画アカデミーのイタリアの先例

ルネサンスのイタリアでは、アカデミーが増大した。人文主義者や宮廷を取り巻く学識ある人物にこの用語は当てられていたが、拡大して使用されるようになった。こうした組織は、大学における教育の形式と慣習に反抗する社交性の理想に応答したものである。人文主義者が流行させた学問、すなわち修辞学と詩学に依拠するとみなされた文芸、造形芸術が興味を集めた。詩と哲学のアカデミーは大学と対立し、画家のアカデミーは詩人の地位に昇ろうとした。音楽家のアカデミーは、文芸、造形芸術、音楽が収斂し、統合される場となった。

画家彫刻家の教育の場としてのアカデミーは、一六世紀のイタリアで現れた。ミケランジェロはこの展開に大きく寄与し、初の美術史を著したヴァザリが素描のアカデミーの設立を働きかけ具体化した。アカデミア・デル・ディセーニョは、一五六三年にフィレンツェで、ヴァザリの発議でコジモ一世によって創立された。中世の同業者組合の監視からの解放が可能になった。

ローマでは、旧来の画家組合が聖ルカ・アカデミーの形を取った。その規約は一五七七年に教皇グレゴリオ三世に承認された。この会で交わされた論争は、すぐさま出版を促した。主たるものは、一六〇七年のフェデリコ・ツッカロによる理論的な論考「彫刻家、画家、建築家のイデア」である。ほどなくポローニャでは一五八〇—八二年頃に、カラッチ一族の画家たちによって活況を呈した「インカミナーティのアカデミー」が展開した。大学と人文主義の都市にふさわしく、会員は知識人、音楽家、詩人の教養を持っていた。

こうしたアカデミーにより、絵画は一般教養となり、公に広く知られるようになった。他の自由学芸に倣い、自らの古典と規則とを見出し、詩学と修辞学を確立していた。その結果画家は古典の模倣を経て、非常に多くの知識を持つ必要が生じた。これにより、プラトンの喚起した「イデア」の王国へ接近する可能性ができたのであった。絵画はこうして、精神と関わる他の諸学問と同じように知識の道、精神的遍歴となり、この技芸に携わる芸術家は、ラファエッロがヴァチカンに描いた「パルナッソス山」によって喚起される文芸の理想的な共和国において一定の位置を要求することができたのである。

教育の内容と用いられた方法さえ、大きく変化させた。教授が親方の、生徒が徒弟の地位を占めるようになった。絵画製作の単純な処方を与えるのではなく、理論的な知識を与えることが問題となった。アカデミーの創設者たちは教育の枠組みを定め、その内容を決めた。ローマでは、F・ツッカロが決定的な衝撃を与えた。教育は日曜日を与えられた。くじを引いた一二名の会員と助手は若者の研究に付き従う責を負い、その週のプログラムを作成した。それは、もつばら、古代彫刻に基づくデッサン、解剖学、遠近法、建築の研究からなった (cf. Pommerle 2000)。

イタリアに赴いた画家たちは、こうしたアカデミーを頻繁に訪れる機会を持ち、その活動に参加した。シモン・ヴェーエはアンテヴェヌート・グラマティカに引き続き、聖ルカ・アカデミーの会長になった。彼はその職務

を遂行する能力があり、アカデミーの財産目録を作成してそれを公にし、民主的な組織を形成する決定を下した。彼はフランスに出発する一六二七年まで会長職に留まった。

4. 絵画と詩

詩の分野では、一六世紀初頭からデュ・ベレーやヴォークランらによって理論的な考察がなされてきた。他方、造形芸術の分野では、初学者向けの遠近法や肖像画の手引書しか著されなかった。一六世紀後半のフランスでは、バイフやティボー・ド・クールヴィルらの詩や音楽のアカデミー (l'Académie) に顔を出すことがあっても、理論的な著作によって自分たちの仕事の基礎づけを行おうとはしなかった。

また、当時の作家たちは、古代やルネサンスの画家たちに賛辞を捧げることがあっても、同時代の画家には控えめな扱いしかなかった。ブレーズ・ド・ヴィジュネールの『画像』(一五七八)では、ミケランジェロをもつとも完成した者とし、ジョット、マンテーニャ、ラファエッロ、ポルドーロ・ダ・カラヴァッジョ、ジュリオ・ロマーノの作品に言及があっても、フランスの画家にはほとんど言及がない。同時代のフランスの詩人たちが扱われているのとは好対照をなしている。

一七世紀になると、ウルバン・シユヴロー、トリスタン・レルミット、ジョルジュ・ド・スキュデリーらの作家や詩人がフランスの画家たちを議論の対象とするようになった(註補注)。トリスタン・レルミットは、クロード・ムラン、ロラン・ド・ライール、ジャック・ステラ、ルイ・デュ・ゲルニエらに自著の扉絵を頼んだり、ノクレヤ、フィリップ・ド・シャンパーニュ、ブルドン、ピカール、プッサンを称える詩を残していることに加え、詩と絵画の優劣比較論(バラゴーネ)の主題を扱っている。また、スキュデリーは、イタリアの詩人マリーノの『ガレリア』(一六一九)に倣い、一一〇の絵に対応する詩を『キャピネ(陳列室)』(一六四六)にまとめ、詩と絵画の長所を比較している。絵画のミメシス(模倣)の力を認めつつも、言葉によりイデアの世界に接近できる詩の優位が主張されており、そのことは当時のフランスにおける絵画の地位がまだ低かったことを物語っている。

5. ヴーエとル・ブランに独占された職業

シモン・ヴェエは、イタリアにおけるアカデミーの活動に加わったが、フランスに帰国後は母国においてアカデミーの活動を推進しようとはしなかった。彼は、帰国した一六二七年から四〇年まで、王からもっとも多額の年金をもらい、重要な注文を受け、もっとも活発な工房を率いた、事実上の国王首席画家であった。

その威光に翳りが見えたのは、公式に国王首席画家に任命されたプッサンのローマからパリへの帰国であった。この名誉ある肩書きには、王室の重要な装飾事業に対して指揮を振るい、注文を配分し画家の担当を決める実質的な権限が与えられた。王の年金もヴェエの二倍とされた。その地位を脅かされたヴェエらの画家たちはプッサ

ンに嫌がらせを繰り返して、プッサンは一六四二年にローマに戻るようになった。

組合の要求に従うことなく、人文主義者ともみなされうる画家の国王首席画家への登用は、フランスにおける画家像を一新するのに大きく貢献し、プッサンは若い世代のひとつの模範となった。その中にいたのがシャルル・ル・ブランであった。

一〇代半ばで頭角を現したル・ブランは大法官セギエの後ろ盾を得てヴイエの工房に加わったが、予定された仕事を任されず、下働きをさせられた。ル・ブランは工房を抜け出し、フォンテーヌブロー宮殿において名作の模写に明け暮れ、優れた成果を得た。パリに戻った後、宰相リシュリユの知遇を得て、彼から大きな注文を得るとともに、若冠一九歳で国王付きの画家となった。ル・ブランの父ニコラは、息子の組合との衝突を避けるために息子にパリのある聖堂に福音書記者聖ヨハネを描いた作品を寄贈させ、彼は一六四二年一〇月には親方として認められた。プッサンにその才能を認められたル・ブランはプッサンのローマの帰路に帯同した。ローマでは教皇からどこにでも足場を組み立てて模写を行ってよいという許可をもらい、ラファエッロの作品を模写した。また、カラッチや古代の遺跡にも大きな関心を寄せた。ル・ブランは一六四五年に帰国した。

ジョルジュ・ド・スキュデリーはその『キャビネ』において、ヴイエやプッサンには一編ずつしか詩を捧げないのに対し、ル・ブランには二編が捧げられており、この若き画家に対する評価の高さを伺うことができる。ル・ブランはそれ以前にスキュデリーの著作の扉絵を制作していた。スキュデリーは、ランブイエの邸館で交流を結んだと見られる、クロード・ヴィニヨンやダニエル・デュモンステイエにも高い評価を与えている。

二、アカデミーの設立

組合の擁護者と画家の職業に関して別の考えを持っている者との間に存在した一七世紀の初め以来の潜在的な衝突は、いつ顕在化してもおかしくなかった。組合はイタリアでは何十年も前に捨てられた古拙な先例を支持し、王室周辺に位置するその敵は、大法官セギエを初めとする高位の人々をも含む学識ある人々の支援を受けた。こうした危機的な状況は新たな組織の成立にとって決定的なものとなり、若い技芸家たちに自分たちの優越を強固にするものであった。

1. 同業者組合の攻勢

高等法院は一六三九年に親方によって提出された新規約を承認した。しかしながら、王室に仕える画家たちとパリの画家たちの間には溝が横たわり、高い社会的な地位の恩恵を被る前者に後者が嫉妬心を抱いた。一六四六年に親方は、勅許状を得た画家に対して攻勢に転じた。組合は、王と王妃にそれぞれ六名しか画家や彫刻家を持つ権利を認めず、他の王族には一人も認めなかった。また、個人や教会のための仕事を禁じ、さもなくば作品の

没取を行い、五〇〇リーヴルの罰金を科するとした。また、親方の画家たちも王や王妃のために仕事をするのにやぶさかではないとした。

パリのシャトレ裁判所にある訴訟事件がもたらされた。親方代表に作品を差し押さえられた勅許状を持つ二人の画家は、自己の弁護のため、その特権を楯に取った。裁判所は差し押さえを無効にした。親方代表は判決をパリ高等法院に上訴した。一六四七年八月に高等法院は、王や王妃付きの画家や彫刻家たちに出廷を命じ、詳しい説明を求めた。王室の権力を制限しようとしていた高等法院は、親方代表を是としたのであった。

親方代表は、高等法院の裁定をすべての勅許状を受けたものに通知した。パリの親方の息子であるル・ブランだけがそれを逃れた。彼はマスターワークを免除されていたが、聖墳墓聖堂における画家の信心会礼拝堂のために絵を制作しておく用心を怠らなかつた。それでもなおル・ブランは若い世代の首領者となり、他方、シモン・ヴーエは第一人者の地位をかけて争うためにこの混乱した状況を利用した。

2. 王立絵画彫刻アカデミーの設立

絵画アカデミーの起源はよく分かっていないが、宰相リシュリユーと王室建造物長官シュブレ・ド・ノワイエ (cf. 木村) はおそらく設立の構想をもっていた。それを具体化したのは、アカデミー・フランセーズを支援した大法官セギエの力を得たル・ブランであった。画家は、計画の遂行のため、国務評定官マルタン・ド・シャルモアの援助を得た。シャルモアは、ローマに滞在したことがあり、美術愛好家であった。この若い画家は彼を信頼し、親方代表に立ち向かわせ、ローマの聖ルカ・アカデミーがイタリア絵画にいかに関与したかを示し、フランスにそれと比べられる組織を設立する意向と、それに伴う威信をシャルモアに示した。ル・ブランはシャルモアに書簡を送り、テストラン兄弟、ジュスト・デグモン、ミシエル・コルネイユ、ジャック・サラザンと相談するよう依頼した。

この企図に迎え入れられたシャルモアは、自分が擁護する画家たちの嘆きと、親方の悪行を列挙した嘆願書を準備した (cf. Charmois 1648)。そこで導入された論法は、野蛮な職人により構成された親方連のその卑劣さ故の不当性と、絵画彫刻アカデミーの創設が王や王国にもたらす栄光、というものであった。古典古代に絵画が経験した黄金時代の神話を引き合いに出しつつ、若き王が現代のアレキサンダー大王となること、そのことが王に威厳をもたらすことを待望した。マケドニアの王がアペレスに与えた名誉の数々、フランソワ一世からルイ一三世までの六代の王が、レオナルド・ダ・ヴィンチ、プリマティッチョ、ジャネ、ピュネル、ドゥブルイユ、フレミネ、プッサンを満足させた善行の数々に言及した。

プッサンは、実際、王から尊敬の格別のしるしを受けた。王は画家に対して、高位の人物にあてがわれる名誉に他ならない幌付き馬車を差し向け、部屋の入り口まで出向いて画家を迎え入れた。シャルモアは、アカデミ

ー・フランセーズの会員による不測の攻撃にも留意した。絵画はピタゴラスや他の哲学者がエジプトまで習得に行った「普遍的な書法」であり、作家が言葉を尽くして詳述することを一瞬にして目に見えるようにすることを可能にする絵画の優越性を示した。その一方で、作家や詩人が自分たちから離れないようにし、それぞれの技芸にはそれぞれの美点があるとした。シャルモアは最後に、絵画が必要とする、幾何学、透視図法、音楽、算術、天文学、論理学、動物学、神話学、物語と歴史といった知識の総体により、十分自由学芸の一翼を担えるとした。自分たちの活動を手工芸的工技的技芸 (*art mécanique*) (cf. 斎藤) ではなく自由学芸であるとみなす画家や彫刻家の要求が、そこには明白に現れている。イタリアではクワトロチェントにこうした考え方が認められており、バルダッサレ・カステイリオネは、彼のいう「完璧な宮廷人」において、絵画を、高貴さ、優美さ、武術、体力、娯楽、話術、勉学、文芸、音楽を初めとする理想的な宮廷人に必要な知識の中に入れた。絵画彫刻が当時ヨーロッパのどこよりも栄えていたフランスは、そうした発展を体験する義務があったのである。

シャルモアは、念には念を入れ、最高国務会議 (*Conseil d'Etat*) (cf. 安成) にこの嘆願書を諮りつつ、会員の支持を確固としたものにした。一六四八年一月二〇日にパレ・ロワイヤルにおいて催された摂政会議でそれが読み上げられ、大きな歓迎を受けた。その場で直ちに裁定 (*arrêt*) (高等法院に無登記の法令、cf. 千葉) が下され、皇太后は親方制度の廃止まで望んだ。

裁定は、シャルモアの列挙した憂慮を再び取り上げ、きわめて有能な者からの叱責をもとめない大多数の者たちの無知と低俗さの結果として、悪弊が画家と彫刻家の職業にはびこっていること、高貴な技芸が親方連に屈服していること、画家や彫刻家の名が箔押し師や石工にも与えられている現状を強調している。箔押し師や石工たちは、親方の名を騙り、「王や王妃付きの画家の数を制限しよう」と望み、アカデミーに受け入れられるような熟達したフランスや外国出身の絵を描く優れた人物と同様に、自分たちがパリにおける親方として通用するようになさせ、多くの名譽と技量を持つ自由学芸を職業とする者に対してお金で親方となつた器具溶き職人や石磨き工の下で働くことを義務づけようとするまでに、日常的にいざこざや揉め事をつくりだしている。今日絵画と彫刻が傑出した完成の段階にあり、両者がパリにおいてヨーロッパの他のどこよりも光り輝いて開花し、低年齢で資格を得、あるいは得させられた件の親方の多くが、いざこざや迫害を避けるため、嘆願者から離れて組合から姿を隠しているにもかかわらずである。」

また、裁定は国王に対し、これらの技芸にそれに値する名譽を与えることに加え、臨検や作品の没収によってアカデミーの画家彫刻家にいざこざを起すことならびに、彼らが親方として通る恩恵を与えることを親方に対して即刻禁止し、さもなければ二〇〇〇リーヴルの罰金を科すように求めた。アカデミーによって能力がありそれに値すると判断されたものは、王国中で絵画彫刻の活動が可能で、あらゆる種類の絵画彫刻を行って良いと定める

ことを求めた。皇太后は、この嘆願書に応諾し、フランス人であれ外国人であれ、組合から離れることを望むあらゆる画家彫刻家は、アカデミーの一二名の古参の判断により無償でアカデミーに認められることを命じた。裁定の発布は、國務卿ラ・ヴリリエールの尽力で即座になされた。

アカデミーの推進者は、毎日マルタン・ド・シャルモア宅に参集し、規約の草案を準備し、その勅裁を仰ぎ、二月半ばに追認の開封勅書 (*lettres patentes*) (高等法院への登記を要する) を得た。開封勅書は三月九日に公布された。その間にアカデミーは幕を切っている。設立メンバーは、会規の条項に従い、月代わりで学校の面倒を見る一二名の古参を選出した。ル・ブランの名は、くじ引きの一番にあたり、数多くの聴衆の前で、その夜公開授業を行った。

マルタン・ド・シャルモアは、会規集で永世会長 (*chef perpetuel*) となり、サン・ユスタツシユ近隣の友人宅に本拠を構えた組織に対してその必要経費を賄った。権威者が集まった新しい集まりは、別種の教育法を提示した。徒弟修業におけるノウハウの伝播とは異なった、知識の内的な伝播である講演会を用いたのであった。当初の講演会は成功を収め、場所が手狭になり、ドゥーブル街のクリソン館に移った。

この成功は、大部分、教育の目新しさに負うところが大きい。親方の工房では実施されなかった裸体モデルに基づいた授業が行われた。新しい組織の会規集は、会が品行方正で、私利私欲を捨てた性格を持っていることを宣することにより、それを魅力あるものにした。技芸ならびに、研究、従順、友愛に対する愛で統べられねばならなかった。宴席などもつてのほかであった。会議を重ねるうちに、全会員は作品を陳列するために店を構えたり、住まいの壁に作品を掛けたり、値段を示すいかなる印をつけてはならないことになった。技芸のきわめて高邁な理念が表出され、それはパリの組合の代表者が与えるイメージとは正反対のものであった。

アカデミーは当初一二名の会員を擁していた。九名が画家で、シャルル・ル・ブラン、ロラン・ド・ライール、セバステイアン・ブルドン、フランソワ・ペリエ、アンリ・ボブラン、ジュスト・デグモン、ミシエル・コルネイユ、シャルル・エラール、ウスタツシユ・ル・シュウールがいた。三名は彫刻家でジャック・サラザン、シモン・ギラン、ヴァン・オプスタルがいた。入会の第二波により、会員は二四名になった (フィリップ・ド・シャンパーニュ、ルイ・ブローニュ、シャルル・ボブラン、ルイ・F・エル、ジェラルド・ゴスヴァン、ルイ・デュ・ゲルニエ、トマ・ピナジエ、マテュー・ド・ブラット・モンターニュ、アンリ・テストラン、ルイ・テストラン、ハンス・ヴァン・デル・ブリュッヘン、ピエール・ヴァン・モル)。ラ・イール、シャンパーニュ、ヴァン・オプスタル以外に第一線の画家や彫刻家はいなかった。ル・ブランとブルドンはそれぞれ二九歳と三〇歳で、幸先の良いデビューを果たしていたが、自分の画風を完成することができていなかった。ルイ一三世お気に入り宮廷画家の息子ルイ・テストランは、ルーヴル宮のグラント・ギャルリーに住居を振り当てられていた。二人

の肖像画家ポブランは、もっぱら宮廷の人物を描いていた。ジュスト・デグモンは、肖像画家かつ歴史画家で、ウーエの仕事のためにもっともよく働いた画家の一人である。大小の物語画を描き、宮廷で尊重された。デュ・ゲルニエはおそらく一六一四年パリで生まれ、細密画を得意とした。娘婿にブルドンがいた。ハンス・ヴァン・デル・ブルッヘンは、宮廷で人気を博した。

これらの大部分の芸術家は、王のために仕事をし、宮廷で仕事をするを誇りに思い、親方連から逃れるため、偉大な技芸の尊重と王の権威を頼みとした。

親方連は、しかしながら、戦意を失うことはなかった。三月一九日、執行吏たちはアカデミーの何人かの住居に現れ、民事代官の命令とシャトレ裁判所の主席検事の権限に従い、彼らに出頭を命じ、作品を差し押さえた。大法官セギエは、すぐさま反撃した。同日、この命令を打ち破る最高國務会議裁定を出し、差し押さえと召喚を無効にし、シャトレ裁判所その他に対してアカデミー会員を困らせることを禁じた。アカデミーに関する訴訟は国王諮問会議においてのみ破棄自判される命を出した。民事代官には厳しい警告が出された。

けれどもシャルモアによって懇請された勅許状の登記に対する親方代表の反対に直面し、事件は正規の法的手続きと矛盾した裁定でだけ終わった。

新しいアカデミーは、もはやそのような法的手続きに関わりあう手段を持たず、王室の財政的な支援を頼みにすることはできなかった。会の活動は、この間に数々の改善を見た。一つは豊かな教育内容に関することである。幾何学、解剖学、遠近法が授業科目に数えられるようになった。評判の幾何学者シヨヴォが、手伝いを買って出た。クアトルーは腕の立つ外科医であったが、解剖学の授業と実習をすることを申し出た。また骨学を始め、自分が持ってきた骸骨で実演し、それはアカデミーに保管された。アブラム・ボスは、評判の版画家で、デザルの助言で遠近法論をまとめ、彼もまたアカデミーの成功の増大に参与しようとした。彼は会にラ・イールのとりなしで接近し、承認された後で教育を始めた。その大部分は、アカデミーに献じられた『絵画、素描、版画のさまざまな手法とオリジナルとコピーとを見分ける方法に関する見解、上手に手早く肖像画を書く手法と主題の選択の総体』(二六四九)に再録された。

さらに、装飾用であれ、生徒の手本や参考となるものであれ、アカデミー所有の美術作品のコレクションが形成された(Cf. Van de Sandt 2000)。会員は、支援者の肖像画を制作し、保管することを決めた。ポブランは王妃の、テストランは王の、ジュスト・デグモンはオルレアン公の肖像画を制作した。会に美術品を備えるのに熱心であったル・ブランは、古代彫刻の模刻「ウエヌス」「バックラス」および皮を剥がれた男性の手足を寄贈した。会員が会の装飾のために作品を持ち寄る約束に立ち戻り、六ヶ月の猶予の後に義務を果たすこととした。守られない場合には一〇リーヴルの罰金が科された。

しかしながら、アカデミーは財政的な困難に陥った。当初から喜捨を通じてアカデミーを支えたシャルモアの脱会の後である。幹事の職務のうちで文章を書くのが不得手な幾人かの古参に代わって、会規集の規定に反して、会議の議事録の編纂、記録の保存をシャルモアが行っていた。けれども彼はこの職務をかなり気まま行つた。議事録は、余り忠実でない抜粋で記録され、全体が捏造されている場合があった。シャルモアには、彼のような高位の人物にはふさわしくないこの仕事を単なる幹事に任せることが進言された。それ以来、彼は会合への出席を取りやめ、彼からの財政的支援も失われたのである。

会員に与えられる叙任状の代金（二ピストル）とモデルの支払いのために生徒から徴収される会費（一〇ソル）からのいくらかの資金では不十分であることが明らかになった。聴衆はまばらになり、教授も同僚をほとんど手伝わなくなり、授業には教授ただ一人という有り様であった。不人気は伝染した。こうした出来事は、フロンドの乱の政治経済的な混乱の中で展開した。皇太后と宮廷はパリを去った。国璽をシャトーヌフに置き去りにせざるを得なかつた大法官セギエを頼みとすることもできなかつた。アカデミーも自身では支援を期待できなかつた。

親方連はアカデミーの困難な状況を利用し、学校を作り、モデルを維持し、若者を引き付けるといふアカデミーの計画を自分の費用で始めることよつて反攻を始めた。イニシャティヴはシモン・ヴイエ自身から出たものである。この計画を十分遂行できる資金をもつ組合は、アカデミーの教授に比すべき名のある芸術家を見出した。デュフレノアとアンギエ一族がヴイエに結びついたのである。

聖ルカ・アカデミーの名を戴くアカデミーが、ティクセランドリー街のコキユという邸で開校したことがパリ中に公にされた。その組織は、ライバルのそれを真似たが、あらゆる分野で敵を超えようとした。ローマで彼に与えられた称号である「会長 (prince)」となつたシモン・ヴイエは、会長自ら陣頭指揮を揮つた。こちらには二四名の古参がおり、二人のモデルが雇われた。生徒を集めるため授業料は無料とされた。開会式は華やかに執り行われ、ヴイエは一週間レッスンを行つた。しかし、彼に代わつて親方たちに面倒を見ることが任された。生徒たちはこの放棄に不満で、生徒たちが去る危険が生じた。

ところで、最初のアカデミーは、ペリエの死去後古参となつたルイ・テストランのおかげで、復活した。資金を提供し、毎晩レッスンを行つた。生徒にもつとも優れた素描家のひとりとなされ、評価を得た。アブラム・ボスも中断していた授業を再開した。ティクセランドリー街の公衆は、徐々にドゥーブル街に移り、一年間の停滞の後少しずつ輝きを取り戻した。

三、ルイ一四世の治世初期における画家の職業の状況

1. 画家に開かれた二つの道

一六四〇年代の終わりに、未来の画家にはアカデミーに入会するか、画家組合に加入するかという、二つの道が開かれていた。アカデミーは事実揺るぎないものとなり、芸術の高邁な観念を掲げて時の有力な画家を集めたため、若者にとっては組合よりも権威あるものに映った。教育も徒弟修業より完備したもので、裸体モデルに基づく実践的な訓練と理論的な知識とが結びつけられた。生徒はもともと優れた師からレッスンを受け、知り合いになる機会を得たのである。

アカデミーの入会により、親方と同等の保証が得られた。一六四八年一月二〇日付の最高國務会議裁定により、親方の幹事の迫害を怖れることなく、自由に仕事をして良いことになった。アカデミーの会員は親方画家に対する紛れもない優位が認められたと感じた。

この会の設立により、パリは芸術に関してはローマと対等となり、アカデミーへの入会が画家になるための王道となった。ただし、アカデミーへの加入は難しく、その能力が皆に認められる者に限られた。が、定数はなかった。選別は入会作品の提出を条件とした加入許可によって行われた。そこで提示される教育は、画家の実制作の基本から切り離れたものであったため、画家の工房は教育の不可欠の場でありつづけた。アカデミーに通う生徒は、ル・ブランやラ・イールのような著名な画家の工房に入門する希望を抱いた。彼らの工房に入るには費用がかかったため、親方画家の伝統的な教育にも、特に初学者の多くの生徒が学べるという利点があった。

2. 画家と画題の序列

王立絵画彫刻アカデミーの設立会員一二名のうち、七名が歴史画家で、四名が肖像画家、一名が細密画家であったように、一七世紀前半には歴史画家が画家を支配していた。彼らはしっかりとした教育を受け、科学、歴史、文学の知識を増やした。そのもつとも端的な例は、人文主義者になぞらえられたブッサンであった。歴史画家は、時の文学者の水準と肩をならべる程の象徴的な内容に富んだ凝った主題を案出することができたのである。ヴェーエ、ラ・イール、ル・ブランの作品は、彼らの博識を証明するものである。当代の知的な生活に参与し、顧客の要求に応えるには、歴史画家は古代史、神話、聖書の知識が必要であった。こうした高い知的水準とその作品が愛好家に与える名声の大きさ、装飾事業の仕事の指揮がもつとも実入りの良い仕事であったことから、歴史画家が画家の最上位に置かれたのであった。

肖像画家は、宮廷の高位の人々と接することで、歴史画のすぐ下に置かれた。果物や花の絵は、画題の序列の最下位を占めた。もちろん彼らにも寓意を表す象徴的な語彙を用いることが要求されたが、直接原典に当たるといふよりも多くは版画などを利用したようである。風景画は当時の画題にはまだ存在せず、建築内部の装飾サイクルで歴史画を引き立てる存在であった。こうした画題の序列は、フェリピアンによって一六六八年に明確にさ

れる (cf. フェリピアン、大野)。

3. 一六五〇年代に活動した画家

一七世紀前半に活躍した画家のうち、ジャック・ブランシャルは一六三八年に、シモン・ヴーエは一六四九年に、フランソワ・ペリエは一六五〇年にこの世を去った。

同世代のうち、ヴィニヨンとシャンパーニュは大きな役割を担うには年を取りすぎていた。若い世代のうち前に躍り出たのが、シャルル・エラル、ロラン・ド・ライール、ウスタツシユール・シユウール、シャルル・ブランであった。

この頃四〇歳を過ぎていたエラルは、長くイタリアに滞在しており、ル・ブランのもっとも危険な競争相手であった。ラ・イールはイタリアには赴かなかったものの国王付きの画家となり、教会、個人の邸宅、美術愛好家の展示室のために多くの注文を受けていたが、新世代の首領となるには頭角を現すのが遅かった。ル・シユウールは、ヴーエの影響下にあったが、プッサンのパリ滞在を機に厳格な様式に向かい、パリのシャルトル会やランベールの屋敷の仕事で成功を収めた。新しい世代の中心となつてしかるべきであったが、自分ではその気がなかったようである。

三〇歳を超えたばかりのル・ブランは、まだ大規模な装飾事業に携わったことはなかったが、神童と呼ばれ一九歳で国王付きの画家となつた経歴、プッサンと特別な関係を結んでのローマ滞在、パリの文人たちとの交流、大法官セギエをはじめとする政府高官の後ろ盾、さらには高邁な芸術観を持つ若い世代の中心として王立絵画彫刻アカデミーの設立において力を振るつたことが、ヴーエの後継者としての地位の獲得につながつた。

〔補注〕

リシュヴォールは敢えて挙げなかったが、文学や自然学、倫理学が論じられた百科全書的アカデミー、テオフラスト・ルノードーのアカデミー (イエイツ、三〇八、四九二、五六八―五六九頁) において絵画が扱われている。ルノードーは一六三二年にフランス最初の新聞『ガゼット』を創刊したことで知られる。彼の開いた「斡旋所」では、一六三二年頃から講演会が開かれた。その第五八回講演会 (一六三四年二月二七日) では、絵画が匿名の講話者によって扱われた (cf. Thuillier 1968, pp.130-137, 145-149)。

前述の講演会に関しては五回の講話の梗概が残っている。その全般的な内容は一六世紀イタリアの美術論を超えるものではないが、当時のフランスとしては新しい議論が散見される。第一回では、「ミメーシス」としての絵画の定義と「パラゴーネ」が扱われるが、前者では構想力の重要性が、後者では他の技法に対する絵画の困難さが強調される。第二回では、人体比例、すなわちカノンが話題にされている。第三回では、形体、影、色、状況といった表現の本質の定義が扱われており、そこには自然

学や光学への関心が見られる。また、さらなる絵画の目的として感情の表現が挙げられている。第四回では、絵画への賛辞と絵画の起源についてが話題にされている。第五回では、絵画の構成要素が扱われ、ここではカノン、遠近法、明暗法、彩色、配置、物語が挙げられている。とりわけ人体比例が「理性のもっとも神的な活動」であること、また「色彩がもっとも取るに足らないもの」とみなされ、人体比例は「個々の対象ではなく、各事物の普遍的な形質」を模倣する必要があるとされている。ここでは、カラヴァッジョへの激しい攻撃が意図されているのであり、「知性によって正された形体の世界」を生み出すことの重要性が強調されている。「現在の絵画の欠陥」は「アルブレヒト・デュラーの良き規範に従う」のではなく、カラヴァッジョやその追随者のように自然の盲目的な模倣に留まっていることに起因するということで講話は結ばれている。スペインの国王首席画家として招かれたが、リシュリユーに引き止められて、パリに二六三四年に戻ったジャック・ステラがこの匿名の講話の候補者として想定される。ここには、感情表現、カノンの利用、規範の規律を重んじる後の古典主義の萌芽が見られる。

〔参考〕

一七世紀のリーウルの現在における貨幣価値の目安として、一六三〇年頃のリーウルを一〇倍すれば一九六〇年代のフランス・フラン（フランス政府は一九六〇年にデノミを実施し、旧一〇〇フランを一フランとした）になるという説が紹介されている（村瀬延哉「コルネイユの演劇またはリシュリユーの時代のフランス」駿河台出版社、一九九五年、八頁）。

〔資料一〕王立絵画彫刻アカデミーに関する法令の一覧

一六四八年一月二七日 画家、彫刻家の親方代表が、アカデミーの画家、彫刻家に対していかなる混乱や障害をもたらすことをも禁ずる最高国務会議の裁定

一六四八年二月 王立絵画彫刻アカデミーの会規集を承認する開封勅書

一六四八年二月 王立絵画彫刻アカデミー会規集

一六四八年三月一九日 シャトレ裁判所民事代官の命によってなされた差押えの解除、及び王立絵画彫刻アカデミーのあらゆる訴訟の国王諮問会議における破棄を命ずる最高国務会議の裁定

一六四八年六月一六日、八月四日 王立絵画彫刻アカデミーと同業者組合とが合併するための条項及び同条項に従ってなされた和解

一六五二年六月七日 一六四八年二月付けの開封勅書、絵画彫刻アカデミーの最初の会規集、同業者組合との合併の条項、及びその結果結ばれた和解の登記に関する高等法院の裁定

一六五四年二月二四日 王立絵画彫刻アカデミーの最初の会規集に国王が増補することを求めた条項

一六五四年二月二八日 住居と二〇〇〇リーウルの給付金の授与に関する王立絵画彫刻アカデミーのための勅許状

一六五五年一月 絵画彫刻アカデミーの新会規集を承認し、一六五四年二月二八日付けの勅許状を追認する開封勅書

- 一六五五年六月二三日 一六五四年二月二八日付けの勅許状、同年月の会規集、一六五五年一月付けの開封勅書を追認するための高等法院の裁定
- 一六五六年三月六日 絵画彫刻アカデミーのためにサラザン氏がルーヴル宮に占有する住居を放棄することを許可する勅許状
- 一六五七年四月一三日 国王付きタビスリー職人ピエール・デュ・ブルが占有していたルーヴル宮ギャルリー階下のアトリエを王立絵画彫刻アカデミーに割り当てる勅許状
- 一六六二年一月二四日 数学、実践幾何学、透視図法の講義に出席する自称生徒の会合を禁ずる国王諮問会議裁定
- 一六六三年二月八日 全ての国王付きの画家のアカデミーへの統合を命じ、そのために彼らの勅許状を廃止する国王諮問会議裁定
- 一六六三年二月 増補された王立絵画彫刻アカデミーの会規集を承認、追認し、役職者の年金のための四〇〇〇リーヴルの贈与と、国王陛下や及び先代の国王たちによって以前に与えられた全ての特権を追認する開封勅書
- 一六六三年二月二四日 王立絵画彫刻アカデミー会規集
- 一六六四年三月一四日 王立絵画彫刻アカデミーに関する一六六三年一月二月の開封勅書を追認するための高等法院の裁定
- 一六六六年二月一日 研究のために派遣されるフランス人の若き画家、彫刻家、建築家の教育のために国王陛下がローマに設立を決定した絵画彫刻建築のアカデミーにおいて遵守されることを求め、命ずる会規集
- 一六六八年二月二三日 ル・ブラン氏及び他の者に国王衣装部屋付きの画家の地位に即くことを禁ずる高等法院の裁定
- 一六七六年六月二日 制作者の許可なしに、アカデミーの彫刻家による作品を模刻、鋳造すること及び、販売するための作品陳列を禁ずる最高國務會議裁定
- 一六七六年一月 王国の主要都市に絵画彫刻アカデミーを設立するための開封勅書
- 一六七六年二月 必要と判断される王国のあらゆる都市に絵画、彫刻の美術学校を設立するための規定
- 一六七六年二月 「聖ルカ」と呼ばれるローマのそれとを統一するための開封勅書
- 一六七六年一月 パリの王立絵画彫刻アカデミーと「聖ルカ」と呼ばれるローマのそれとを統一するための開封勅書
- 一六七六年一月 フランスの王立絵画彫刻アカデミーとローマの素描アカデミーとを統一するための条項集
- 一七七七年三月一五日 王立絵画彫刻アカデミーのための宣言
- 一七七七年三月一五日 王立絵画彫刻アカデミー会規集
- 一七九三年八月八日 国家によって認められ、あるいは給費を得ている全てのアカデミーと文学団体を廃止する法令

- Charmois 1648** : "Requête de M. de Charmois", 1648 (Vitet 1861, pp.195-207)
- Félibien 1668**: A.Félibien, *Conférences de l'Académie royale de peinture et de sculpture pendant l'année 1667*, Paris, 1668 (reprint, Minkoff, 1973).
- Dussieux 1851-1852**: L.Dussieux, "Liste chronologique des membres de l'Académie de peinture et de sculpture, depuis son origine, jusqu'au 8 août 1793", *Archives de l'art français*, I(1851-1852), pp.357-424.
- Duvivier 1852-1853**: A.S.-V.Duvivier, " Sujets des morceaux de réception des membres de l'ancienne académie de peinture, sculpture et gravure: 1648-1793", *Archives de l'art français*, II(1852-1853), pp.353-391.
- Montaignon 1853**: A.de Montaignon(ed.), *Mémoire pour servir à l'histoire de l'Académie royale de Peinture et de Sculpture, depuis 1648 jusqu'en 1664*, Paris, 1853, 2vol (reprint: Minkoff, 1973)
- Dussieux 1854**: L.Dussieux et al., *Mémoires inédits sur la vie et les ouvrages des membres de l'Académie royale de peinture et de sculpture*, 2vol., Paris, 1854, (reprint, F.de Nobele, 1972)
- Lacroix 1855-1856**: P.Lacroix(ed.), "Relation de ce qui s'est passé en l'établissement de l'Académie royale de peinture et de sculpture", *La revue universelle des arts*, III(1855-1856), pp.431-452; IV(1856-1857), pp.68-80, 144-157, 263-276.
- Duvivier 1857-1858**: A.S.-V.Duvivier, "Liste des élèves de l'ancienne École académique et de l'École des beaux-arts", *Archives de l'art français*, V(1857-1858), pp.273-333.
- Vitet 1861**: L.Vitet, *L'Académie royale de peinture et de sculpture, Étude historique*, Paris, 1861.
- Montaignon 1872**: A.de Montaignon, "Liste des descriptions des ouvrages de réception des académiciens(1648-1690) faits par Guillet de Saint-Georges", *Nouvelle Archives de l'art français*, 1872, pp.238-245.
- Procès-Verbaux**: A.de Montaignon(ed.), *Procès-Verbaux de l'Académie royale de Peinture et de Sculpture 1648-1792*, t.1, 1875(reprint: F.de Nobele, 1972).
- Guiffrey 1876**: J.-J.Guiffrey, "La maîtrise des peintres de Saint-Germain des Prés. Réceptions et visites 1548-1644", *Nouvelle Archives de l'art français*, 1876, pp.93ff.
- Auccoc 1889**: L.Auccoc, *L'Institut de France, Lois, statuts et règlements concernant les anciennes académies et l'Institut, de 1635 à 1789*, Paris, 1889.
- Lespinasse 1892**: R.de Lespinasse, *Les Métiers et corporations de la ville de Paris, II XIVe-XVIIIe siècle, orfèvrerie, sculpture, mercerie, ouvriers en métaux, bâtiment et ameublement*, Paris, 1892.
- Montaignon 1893**: A.de Montaignon, *Description de l'Académie royale de peinture et de sculpture par son secrétaire Nicolas Guerin*

- et Antoine-Nicolas Dezallier d'Argenville le fils, 1715-1781, Paris, 1893.
- Fontaine 1910: A.Fontaine, *Les collections de l'Académie royale de Peinture et de Sculpture*, Paris, 1910.
- Locquin 1912: J.Locquin, *La peinture d'histoire en France de 1747 à 1785*, Paris, 1912(reprint: Athena, 1978)
- Fontaine 1913: A.Fontaine, "Les sources de l'histoire des premières temps de l'Académie royale de peinture", *Bulletin de la société de l'art français*, année 1913,pp.137-143.
- Fontaine 1914: A.Fontaine, *Académiciens d'Aurefois*, Paris, 1914.
- Guiffrey 1915: J.-J.Guiffrey, "Histoire de l'Académie de Saint-Luc", *Archives de l'Art français*, Paris, 1915.
- Lapauze 1924: H.Lapauze, *Histoire de l'Académie de France à Rome*, Paris, 1924.
- Pevsner 1940: N.Pevsner, *Academies of Art. Past and Present*, Cambridge, 1940 (『美術アカデミーの歴史』(中森 内藤訳) 中央大学出版部 一九七四年)
- Teyssèdre 1957: B.Teyssèdre, *Roger de Piles et les débats sur le coloris au siècle de Louis XIV*, Paris, 1957(1965).
- Thuillier 1964: J.Thuillier, "Académie et classicisme en France: les débuts de l'Académie royale de peinture et de sculpture", *Il mito del classicismo nel Seicento*, ed.S.Bottari, Messina/Florence, 1964, pp.181-209.
- Boos 1966: M.Boos, *Französische Kunstliteratur zur Malerei und Bildhauerei 1648 und 1669, "Das Gesuch des Martin de Charmois" (1648) und André Félibiens "Vorwort" zu seiner Conférences-Ausgabe(1669)*, Munich, 1966.
- Thuillier 1968: J.Thuillier, "Doctrines et querelles artistiques en France au XVII^e siècle: quelques textes oubliés ou inédits", *Archives de l'art français*, 23(1968), pp.125-217.
- Thuillier 1971: J.Thuillier, "The Birth of Beaux-Arts", *Academic Art*, ed.T.B.Hess, J.Ashbery, London, 1971, pp.27-38.
- Crow 1985: Th.Crow, *Painter and Public Life in Eighteenth-Century Paris*, London, 1985.
- Schnapper 1990: A.Schnapper, "The Debut of the Royale Academy of Painting and Sculpture", *The French Academy: classicism and its antagonists*, ed.J.Hargrove, Cranbury, 1990, pp.27-36.
- Chatelus 1991: J.Chatelus, *Peindre à Paris au XVIII^e siècle*, Paris, 1991.
- Heinich 1993: N.Heinich, *Du peintre à l'artiste: artisans et académiciens à l'âge classique*, Paris, 1993.
- Cahen 1993: A.Cahen, "Les prix de quartier à l'Académie royale de peinture et de sculpture", *Bulletin de la Société de l'histoire de l'art français*, 1993(1994), pp.61-84.
- Duro 1996: P.Duro, "Académie royale de peinture et de sculpture", *The Dictionary of Art*, dir.:J.Turner, London, 1996, vol.25, pp.166-169.
- Held 1996: J.Held, "Die Pariser Académie royale de Peinture et de Sculpture von ihrer Grundung bis zum Tode Colberts",

- Europäische Societätbewegung und demokratische Tradition, Tübingen, 1996, pp.1748-1779.
- A.Merlot(ed.) 1996: *Les Conférences de l'Académie royale de peinture et de sculpture au XVIII^e siècle*, Paris, 1996.
- Duro 1997: P.Duro, *The Academy and the Limits of Painting in Seventeenth-Century France*, Cambridge, 1997.
- Richerfort 1998: J.Richerfort, *Peintre à Paris au XVIII^e siècle*, Paris, 1998.
- Tours/Toulouse 2000: *Les Peintres des rois 1648-1793* (exh.cat.:Musée des Beaux-Arts de Tours: Musée des Augustins, Toulouse), 2000.
- McAllister Johnson 2000: W.McAllister Johnson, "Les morceaux de réception: protocole et documentation", Tours/Toulouse 2000, pp.31-50.
- Pommier 2000: E.Pommier, "L'Académie royale de peinture et de sculpture et le modèle italien", Tours/Toulouse 2000, pp.51-60.
- Schnapper 2000: A.Schnapper, "L'Académie: enseignement et distinction des mérites", Tours/Toulouse 2000, pp.61-68.
- Van de Sandt 2000: U.van de Sandt, "Notes sur les collections des tableaux et leur présentation dans les salles de l'Académie", Tours/Toulouse 2000, pp.69-76.
- 邦語関連文献
- F・A・イエイツ(高田勇訳)『十六世紀フランスのアカデミー』平凡社、一九九六年。
- 大野芳材「フランスの王立絵画アカデミーにおける〈シヤンル〉の問題について」『美術史論叢』五号(一九八九)、五七―七四頁。
- 栗田秀法「王立絵画彫刻アカデミー―その制度と歴史」『西洋美術研究』二号(一九九九)、五三―七二頁。
- 木村三郎「フランソワ・シュブレド・ド・ノワイエとイエズス会」『芸術学部紀要(日本大学芸術学部)』第三号(二〇〇〇)、一〇七―一二二頁。
- 斎藤稔「人文学としてのアルス」中央公論美術出版、一九九九年。
- W・タタルキエヴィッチ「分類(芸術の) Classification of the Arts」『西洋思想大辞典』全五巻、平凡社、一九九〇年、第四巻、二四七―二五二頁。
- 千葉治男「フランス絶対王政の官僚機構」『岩波講座世界歴史15 近代2 近代世界の形成II』岩波書店、一九九九年、二四二―二六九頁。
- アンドレ・フェリピアン(栗田他訳)「王立絵画彫刻アカデミー講演録序」(上)『美学美術史研究論集』(名古屋大学文学部美学美術史研究室)一七号(二〇〇一)。
- 安成英樹「フランス絶対王政とエリート官僚」日本エディタースクール出版部、一九九八年。